

平成30年度第1回神石高原町農業委員会総会議事録

集年月日	平成30年4月27日(金)			
召集場所	神石高原町三和協働支援センター 2階 会議室			
開会時間	午後2時30分		閉会時間	午後3時42分
出席農業委員	1番	美田 雅彦	2番	小川 玲子
	3番	向 靖弘		
	5番	伊勢村 春行	6番	小里 千恵子
	7番	正木 正二	8番	井上 賢市
	9番	圓道 タミ子	10番	立原 孝生
			12番	若林 宏明
		13番	伊勢村 正治	14番
出席推進委員	1番	矢田貝 幹輝	2番	田村 哲郎
	3番	今井 正勝	4番	赤木 照章
			6番	三原 正義
	7番	横儀 秋弘	8番	三町 秀美
	9番	坂本 正文		
	11番	江草 栄治	12番	山内 功雄
	13番	中岡 拓馬	14番	小寺 寛治
欠席した農業委員	4番	小坂 貢	11番	大埜 益旨
議事録署名委員	10番	立原 孝生	12番	若林 宏明
出席した職員	事務局長	井上 小百合	事務局	平田 賢礼
	臨時職員	守多 三郎	臨時職員	渡邊 由加利

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 会 長 挨 拶	
3. 産 業 課 長 挨 拶	
4. 欠 席 者 報 告	
5. 議 事 録 署 名 委 員 選 任	
6. 議 事	
議案第1号	平成30年度農用地利用集積計画(第50号)について
議案第2号	農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について
議案第3号	農地法第3条による許可申請について
議案第4号	農地法第4条による許可申請について
議案第5号	農地法施行規則第17条第2項の規定による適用について
6. そ の 他	
7. 閉 会	

開 会	事務局長	ただいまから平成30年度第1回の神石高原町農業委員会総会を開会したいと思います。まず始めに会長より挨拶をお願いいたします。
会長挨拶	会 長	(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして産業課長よりこの度の職員の異動と産業課の予算について報告をお願いします。
	産業課長	(課長挨拶)
	会 長	ありがとうございました。折角の機会ですので先程の説明と合わせて産業課の平成30年度にむけて要望なり質問等ございましたらお願いします。
	7番(推)	銃器補助というのがあるが1人1丁限りとするというのは今持っていて次を買うのは良いのか？
	産業課長	1人1丁までは補助金を出します。
	7番(推)	これは中古とか新品とかありますか？
	産業課長	ないです。
	会 長	昨日も猟友会の方から話が出ていました。狩猟免許を取るのに3年に1回更新があるのですが更新時には医者診断書を添付をして提出しないといけない状況ですが町立病院が診断書の発行をしてくれないので町立病院で発行できるように対処してほしいと強い要望が町長のほうにでています。
	12番(推)	今、182ステーションで農産物を出荷しています。今までは電話で売り上げ情報を確認とインターネットでその日の売り上げ情報を送ってくれています。電話での確認は自分のコードと暗証番号を入れれば答えてくれるという形式になっていたのですが最近システムが変わったのか暗証番号を入れても応答してくれない。暗証番号が違いますと返ってきて調べたらシステムが変わったために暗証番号はなくなったというのを聞きました。それをやると売上情報が全部もれてしまう。誰でも聞けるんです。どういうことかと言いますと暗証番号の代わりに自分の生産者コードを入れるようになっています。誰でも入ってこれて人の売り上げ状況を知られていくというのが嫌なんです。それを他人からあなたよく売っているのねと。それをされると困るので考えてもらいたい。前のように暗証番号でわかるようにならないかと思うのですが。産業課の担当者には言っているのだが確認してもらいたい。
	産業課長	この話は知らなかったのだが売り上げは個人情報ですし他人に漏れたら嫌ですから早々に検討します。
	会 長	他にありませんか？今後何かありましたら産業課のほうへお問い合わせください。課長は次の業務がありますので退席いたします。引き続き総会のほうへ移らせて頂きます。
	事務局長	続きまして本日の欠席者の報告をします。本日の欠席者は4番小坂委員、

		11番大埜委員の2名でございます。従いまして農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は12名でありますので過半数を超えています。総会が成立することを報告します。尚、これからの議事につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名委員選任	議長	本日の議事録署名委員を指名します。10番立原委員と12番若林両委員にお願いします。
議案第1号 議案第2号	議長	議案第1号「平成30年度農用地利用集積計画（第50号）について」と合わせて議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
	事務局長	（事務局説明）
	平田主任	（事務局説明）
	議長	ありがとうございました。二議案続けて報告を頂きました。ご意見、ご質問ありましたらお願いします。
	14番	10年近くの契約があると思うのですが途中で作物が変わるということはないのですか？また変わっても問題ないのですか？
	事務局	当初、契約を設定するときに作付品目も記載する項目もございまして途中から変わるのは可能です。作物が変わったからと言って賃借料を変えるということは基本的にはございませんが双方の申し入れがありましたら中間管理機構を通して賃借料の変更も可能です。作付品目についても当初の計画の中で示すということがありましたのでこのような記載を双方で示されておるわけです。変更は可能な内容となっています。
	議長	他にございませんか？無いようでしたら採決に移りたいと思います。議案第1号「平成30年度農用地利用集積計画（第50号）について」異議なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。（全員賛成） ありがとうございました。全員賛成ですので異議なき旨回答することとします。
	議長	続きまして議案第2号「農用地利用配分計画原案の内容確認及び意見聴取について」、「特に意見なし」の旨回答することに賛成の方は挙手をお願いします。（全員賛成） 全員賛成ですので特に意見なき旨回答することとします。
議案第3号	議長	続きまして議案第3号「農地法第3条による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
	事務局長	（事務局説明）
	議長	ありがとうございます。担当推進委員による現地調査を行っています。3-1から報告をお願いします。
	7番（推）	牧、草木、田頭地区担当の横儀です。受付番号3-1について報告しま

		す。場所は県道三原東城線の田頭郵便局の北側です。4月19日に圓道委員と申請者の小畑さん同行のもと調査しました。申請者につきましては意欲的に営農に取り組んでおられ今回の申請も規模拡大のためで周辺農地への影響もないものと思われます。
	4番 (推)	小野、源流の里しんさか地区担当の赤木です。受付番号3-2について報告します。場所は旧小野小学校の南西方向の南郷というところにあります。4月20日に正木委員と現場に行ってきました。現在、作付されていてきちんと農地管理がされています。以上です。
	議 長	3-2の案件は後は誰がつくるのか？
	4番(推)	レインボーファームが管理することになります。
	事務局	補足の説明をさせていただきます。小野の5961-3ですが以前2月の総会の議案の中で農地中間管理機構の貸借ということでこの筆の説明をさせて頂いてる案件がございます。こちらの788㎡の畑につきましては農地中間管理機構に預けているものであります。預けたものを配分を受けているものがレインボーファームでございます。こちらにつきましても2月の議案で説明させて頂いております。ですから実際の持ち主が井原イツミ様から井原祐之様に変更になるということでこの場合においては特例的な措置があるということで農地中間管理機構との三者契約という形で整理がなされるものでありましてこの中間管理機構を経由した契約があるものをこの農地の所有者の配分をなされた状態をそのまま維持して井原イツミ様から井原祐之様への所有権の移転が認められているものであります。
	議 長	他に質問はございませんか。無いようですので採決に移らせていただきます。議案第3号「農地法第3条による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) ありがとうございます。全員賛成ですので申請通り許可することとします。
議案第4号	議 長	続きまして議案第4号「農地法第4条による許可申請について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
	事務局長	(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査を行っておりますので報告をお願いします。
	14番 (推)	高蓋、木津和地区担当の小寺です。受付番号4-1について報告します。場所は高蓋バイパス沿いに広瀬建設事務所がございますがその裏の南側になります。4月19日に佐伯会長と広瀬建設の社長、申請人の代理人同行のもと調査しました。調査内容ですが申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。周辺農地や民家にも影響ないものと思われます。経済産業省の再

		生可能エネルギー発電施設認定済みで設計書、資金証明、土地利用計画図、被害防除処置計画書等許可の要件を満たしております。
	1番 (推)	城山、西油木担当の矢田貝です。受付番号4-2について報告します。場所はループ橋から東城方面に2kmくらいいった場所にあります。4月22日に小里委員と脇坂さん同行のもと調査しました。周辺の農地や民家に影響ないものと思われます。書類も全てそろってありました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	事務局長	補足します。地図の27ページをご覧ください。真ん中に太い道が通っているのが国道で今回申請のあった農地は一段高い所にあります。
	12番 (推)	25ページの議案第4号の表の上と下を見比べると発電パネルの量が全然違うのに発電量が同じなのはなぜでしょうか？
	議長	業者によって色々な見方がありましてこの脇坂さんの件はおそらく現状では288枚のパネルを使いますから60~70kwの発電の能力はあるんだろうと思うのですが将来的にパネルが古くなった時に50kwの発電量を補償するために最初から過大投資をしているようです。パネルの大きさも色々あると思うのですが恐らくそういう考え方で設置をされているんじゃないかと思います。
	9番 (推)	よく分からないので教えてほしいのですが地図にある土地の持ち主と申請人が違うのですが。親子だとは思いますがこれは名前が違って申請できるのでしょうか？
	議長	これはすでに登記が完了して息子さんの名義になっているようです。地図のほうが古いです。 他にございませんか？無いようでしたら採決に移りたいと思います。
	議長	議案第4号「農地法第4条による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員のかたの挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございます。申請通り許可することとします。
議案第5号	議長	続きまして議案第5号「農地法施行規則第17条第2項の規定による適用について」を議題とします。事務局は説明をお願いします。
	事務局長	(事務局説明)
	議長	担当推進委員による現地調査を行っています。6-1の件から報告をお願いします。
	2番 (推)	東油木、いちば、南油木担当の田村です。受付番号6-1について報告します。場所は油木支所から北へ1kmのところへあります。4月26日に井上農業委員、井上事務局長、守多事務補助員同行のもと調査しました。今回の空き家バンク登録建物は議案書の33ページです。この航空写真でご説明いたしますと2件家があるんですが左側の乙163-1の建物が空き家バンクに登録してある物件です。申請のあった農地は写真綴りの8ページの乙165-1で現在草刈り等の管理をされ作付が可

		<p>能な状態になっています。7ページの乙155-1につきましては調査実施日に購入を検討されている方が現地に見に来られておりましてお話の方を伺ったところもし購入するということになったら農地として管理していきたいということでした。非常に良い物件なので前向きに購入を検討していきたいということで商談のほうもまとまるように思います。面積の要件等も問題ないと思われます。</p>
	<p>2番 (推)</p>	<p>続きまして6-2について報告します。場所は油木支所から北へ300mのところへあります。調査は4月26日に井上農業委員、井上事務局長、守多事務補助員同行のもと調査しました。これについての空き家バンク登録物件は議案書41ページで航空写真でご説明すると赤い旗の目印の左下の旧国道沿いなんですけど乙1814-2の建物が空き家バンクに登録してある物件です。申請の農地は赤旗の目印があるところですが写真綴りでは9ページ乙1814-6で現在管理は十分に行われています。聞くところによりますとこちらについても商談中でうまく話がまとまれば家庭菜園などで農地として管理したいとの情報がありました。これについても問題はないと思われます。ご審議をよろしくお願いします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。無いようですので採決に移ります。</p> <p>議案第5号「農地法施行規則第17条第2項の規定による適用について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p> <p>挙手全員でございます。申請通り許可することとします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>本日審議頂く議案並びに協議事項は以上ですので閉会します。</p>
		<p>午後3時42分</p>

以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名  
します。

平成30年5月29日

会長

10番  
立原委員

12番  
若林委員